よいた

町だより　町長 川上文平書

No. 66　12月号

昭和46年12月10日　■発行／与板町（代表者与板町長川上文平）■編集　与板町だより編集委員会

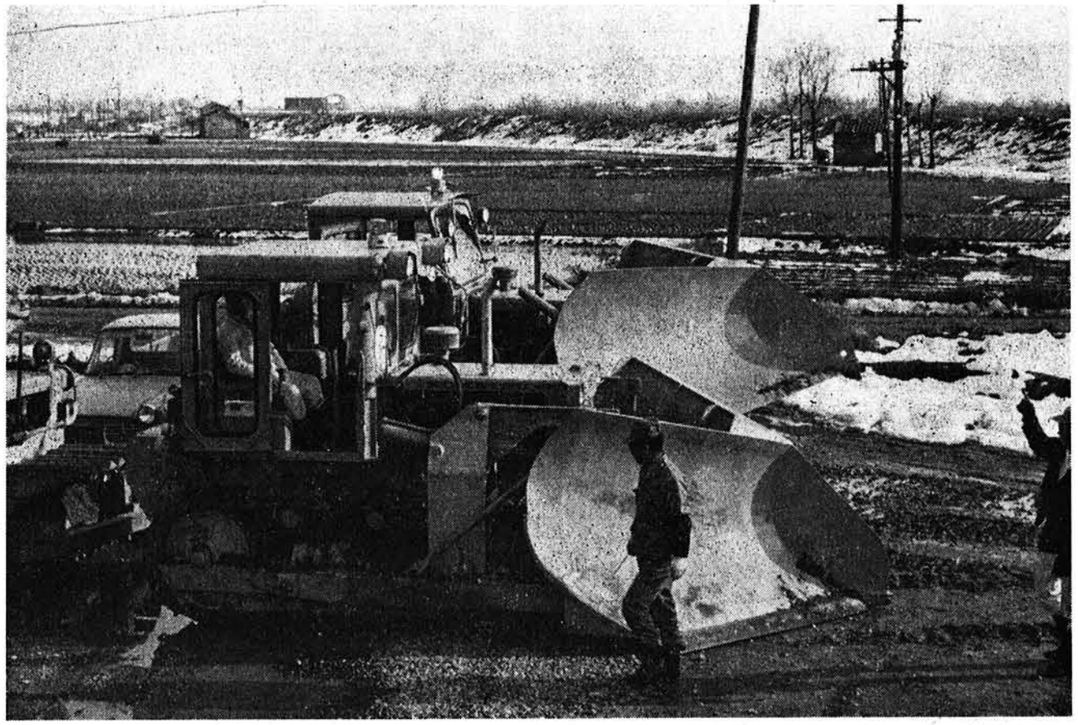

とじて保存して下さい

さあ、こい！ 冬将軍

除雪準備はすでにOK

まだ寒さまでには間があると思つているうちに、朝晩の冷えこみがつよくなり、とうとう12月になつてしまい又、雪の量が心配されます。町では道路除雪に万全を期しております。押しつまつたゆく年を振返りくる年に大きな希望をもち明るい新年を迎えてください。身体に充分気をつけてください。

おもな内容は

除雪作業に協力を……2
大量貯蔵はやめて……3
町民の声……3
笑顔で最高の年だよ……3
酒のみ絶対スリップ注意……4
危険物収集について……4
農夫症調査の結果……4
水道の凍結に御用心……5
サラリーマン年末調整……5
与板の歴史をたずねて……5
おしらせ……6
ポストコーナー……6

人口の動き

11月30日現在
（　）は10月末との比較

人口	8,023人	（－ 4人）
男	3,899人	（＋ 4人）
女	4,124人	（－ 8人）
世帯	1,811	（＋ 3 ）

出生	13人	死亡	8人
転入	25人	転出	34人

お詫び　先月号の人口の動きで数字の誤りがありました次の通り訂正します。
人口　八〇二八→八〇二七
転出　二〇→二三

役場の年末、年始の休務

役場事務を例年の通り十二月二十九日から翌一月三日まで休務致します。
休務中に至急の用件がある時はご連絡ください。

工業統計調査の件

工業統計調査が十二月三十一日に実施されます。御協力お願いします。

自衛官の募集

防衛庁では、国土を守る要員として満十八才以上で意欲的なかたを求めています。新しい知識や技能が修得でき選抜試験に合格すれば昇進の道も開いていますのでファイトある若人の入隊をおすすめします。

ポストコーナー

—早目にご準備を—

ことしも十二月十五日から年賀状の受付けがはじまります。十二月になりますと、郵便物は平常の月の三、四倍にもなります。郵便局では、この郵便ラッシュに備えけんめいに努力をしていますが、よりスムーズにのり切るためにご利用の皆さまに次のことをお願いいたします。

小包は十五日ごろまでに

年末押しせまつてから出されますと年賀状の処理と重なり、年内配達がむずかしくなります。十五日ごろまでに差し出してください

年賀状は二十二日までに

十五日から受付けがはじまりますが、年賀状書きは早めに準備して二十二日までに差し出してください。官製はがきや私製はがきを使用するときは、表面に赤色で「年賀」とご記入ください。また、差し出すときは、市内・県内・県外あてに区別してたばねて出してください。

郵便番号を忘れずに

郵便局では郵便番号によつて区分け作業を行なつています。あて名にも差し出し人の住所にも必ず郵便番号を記入してください。

—年賀状はあなたの郵便番号を知らせる絶好のチャンスです—

あて名は正しく

年賀状は、例年迷い子になるものがかなりあります。特にアパートあてのものは、棟番号、室番号まで記載してください。子どもさんあてのものは世帯主名もご記入ください。

身分は国家公務員の特別職であり、衣食住や医療は無料になつています。実質給与は月五〇、〇〇〇円以上（実質給与）毎月、入隊の受け付けをしていますのでご希望の方は総務課へ御連絡ください。

寝たきり老人に朗報

老令福祉年金の支給開始年令は、これまで七〇才からでしたが、改正で十一月から国民年金法に定める二級障害の老人、いわゆる寝たきり老人については年令を短縮して六十五才から支給されることになりましたので該当している方は、住民課へおたずねください。

尚、二級障害とは、別表のとおりです。

障害の程度	障害の状態
一	両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの
二	両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
三	平衡機能に著しい障害を有するもの
四	咽頭の機能を欠くもの
五	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
六	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
七	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
一〇	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
一一	両下肢のすべての指を欠くもの
一二	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
一三	一下肢を足関節以上で欠くもの
一四	一下肢の機能に多くことができない程度の障害を有するもの
一五	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
一六	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
一七	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上とみとめられる程度のもの

除雪作業に協力を

道路には車を絶対に駐車しておかないでください

毎年、雪との戦いがくり返し行こなわれておりますが今年も又、白魔の季節が到来しました。当町では毎年機械力を駆使して除雪に万全を期しておりますが今年も二台の除雪ブルドーザーをフルに活用して県の除雪計画にもとづき県道及び町道の除雪に対処することになつております。

冬の道路確保は住民生活を直接左右する大きな問題でありますので町民の皆さんの積極的なご協力をお願い致します。この他県道においては地下水利用の消雪パイプの延長も伸び活躍が期待されます。

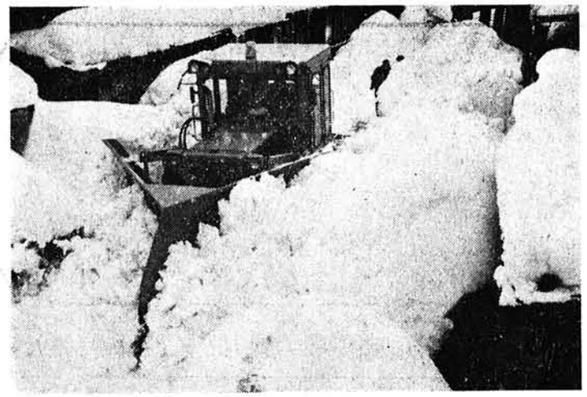

◎冬期除雪の注意事項

一、道路上に木材、家財、機具等を放置しないで下さい

二、屋根の雪などを道路上に投げ出さないで下さい。やむを得ず投げ出した時には車の運行に支障のないよう早急に取り除いて下さい。

三、道路上への駐車は絶対やめて下さい除雪作業に支障をきたしたり、車を破損するおそれがあります。又一車線の所には交換所（待避所）をもうけますがそこへの駐車は絶対やめて下さい。交通渋滞のもとになります。

四、道路上へ出ている木の枝等は切りとつておいて下さい。見通しが悪くなり交通事故のもとになります。

◎駐車禁止区域の設定

冬期間次の区間が駐車禁止となります。違反をしないよう注意して下さい。

※㊟長岡、寺泊線の与板橋十字路から三島町界まで。

※㊀与板関原線の上町角から三島町界まで。

※町道舟戸線の塩文脇から橋橋まで。

◎除雪順序

一号車（上方面）

分室出発→中町→船戸地内（船戸橋まで）→たちばな橋→給食センター前→東与板十一号線（外山実宅前）→新星殿橋→県道長岡与板線→蔦都支線→蔦都本線→旧通学道路→黒川公民館前→広野→町堺まで→広野公会堂前拡幅（スクールバス交換場）→鎌研線（最上宅まで）→黒川農協前→吉津地内→吉津倉庫東側道路→吉津橋→中田川堤防→中田地内→県道長岡寺泊線→南中地内（南中農協倉庫脇から南中公会堂前通りから南中より中田川堤防まで）→槇原南中線→槇原中通り→槇原駅前→県道与板関原線→山沢住宅地内→堰之入地内（焼却場、旧とうじ場）→柳之町地内→上与板駅通り→横町地内→山源倉庫前通り→安永地内（旧県道の電信電話公社前まで→船戸→中町→分室着

二号車（下方面）

分室出発→別院橋→中学校通り→高校前通り→五軒町→辰口組脇通り→東与板地内→中川岸堤防→上川岸堤防→堂前→北越銀行前→丸山歯科医院脇→馬場丁→徳昌寺下まで→小学校脇通り→泉丁地内→長丁地内→昭和通り→警察前通り→下丁地内→下丁稲荷町線→下丁駅通り→土木事務所前→とつ巾堂地内→保健所前→母子センター前→下農協前通り→県道与板北野線→当ノ浦岩方線→岩方地内→し尿処理場（もどつて）→馬越地内（北谷、南谷）→当ノ浦岩方線→滝谷地内→本与板地内→河内之入→萩岩井（スキー場まで）→県道与板北野線→稲荷町→新町→中町→分室着

※午後十時より午前三時までは除雪をしない方針でありますが、降雪量により一部順序、時間の変更する場合もありますので皆さんの協力をお願い致します。

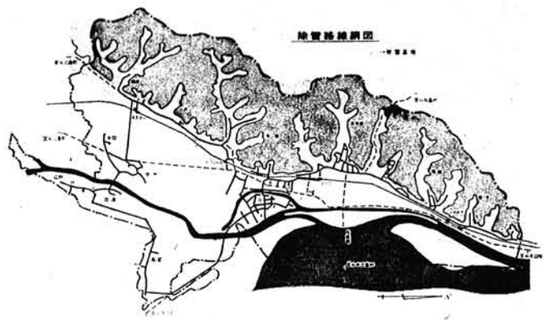

☆ ☆ ☆ ☆

朝晩の冷えこみがつよくなりとうとう十二月中旬

☆ ☆

「月日は百代の過客にして、行きかう年もまた旅人なり（奥の細道）」といつた芭蕉の気持ちがわかるような気がします。

☆ ☆

なにか「あつという間の年の暮れ」といつた感じです。

☆ ☆ ☆ ☆

かわいそうな「横断中」の旗よ、友達がみんないなくなつて、一本ぽつんと、みすぼらしく入つている。

☆ ☆

風にふかれて飛んでいつた友達、下水と共に流れていつた友、サオがおれて旗だけ箱から顔をだして友の仕事をけなりそうに見ているぼく、ああ……ア。

もつと友を!!

☆ ☆

みなさんぼく達をかわいがつてネ。（写真上）

☆ ☆ ☆ ☆

いよいよ火災多発シーズン

大量貯蔵はやめて

「ガソリン二〇リットル」「灯油一〇〇リットル」「重油四〇〇リットル」……

もう皆さん充分に耳なれたことばですね。消防法及び火災予防条例により限定されております一般的な貯蔵、取扱いの最大数量であります。

常備消防発足以来八年間「町たより」「回覧板」「防火チラシ」等の広報紙、あるいは消防機関による防火査察により皆さんにお知らせしてまいりました。

御承知の通り灯油はそれ自体発火源としての危険性よりも火災拡大の媒介剤としての役割をします。それが家の中にゴロゴロしていたのでは非常に危険です。一日でも早くこういう危険な状態をなくしなければなりません。それには何といつても町民の皆様から御協力いただかなければなりません。

そこで去る十一月十日に灯油販売業者の方に消防本部にお集りいただき、灯油の適正販売、正しい貯蔵方法等について話し合い御協力をお願いいたしました。

消防本部においても一般家庭における灯油貯蔵の実態を把握するために現在査察を実施中です。これまでの結果をみますと一世帯における灯油の貯蔵数量は平均約六〇〇リットルくらいです。多いところでは一二〇〇リットルも貯蔵しているところもあります。こういう大量貯蔵は絶対にやめて下さい。

どうしても大量（一〇〇リットル以上五〇〇リットルまで）に貯蔵される場合には条例で定められた方法で貯蔵していただかなければなりません。御協力をおねがいいたします。

いよいよ火災多発シーズンになりました。火気、油類の取扱いにはくれぐれも御注意下さい。

町民の声

与板高校の定時制をなんとか復活してもらいたい。

男子中学生より

回答

高等学校の定時制課程は働きながら、教養を身につけようという人達のために開放された学問の門戸です。だから家庭の都合や、勤務の都合で、全日制課程に行かれなかつた人達で、与板高校の定時制課程で学び、現に社会に出て、職場の中堅となつている人、又はそれぞれの地域の中核となつて地方の産業の振興に努力している人が、男女合せて、四〇〇名を越えています。その内出身町村に残つて指導的な役割を果している人が、三二二名です。ですから定時制課程は本人の為にもまた町村のためにも有難い制度といわなければなりません。

ところが、今年の春の与板中心校定時制への進学希望者は一〇人位であつたので、残念でしたが生徒募集が停止になりました。

昭和四十七年度には是非復活して頂きたいものと定時制振興会の郡支部や高校PTA中学校PTAをはじめ色々な方々と相談をしながら、七月頃から運動を続けて来ましたが何と云つても生徒数の確保が大切なので、各中学校を廻つてお奨めした結果約三〇名の数字が見込まれ、最近の調査では更に増加して三五名となりました。今この数字と地元の実態を強く県に訴えていますが、県では一応は本年も生徒は募集せぬ方針ですが、しかし生徒数が三五名以上になるなら再考して頂ける見透しになつて来ました。勤労青年の振つての応募を強く希望いたします。

笑顔で最高の年だよ!!

泉丁の中山喜平太さん

労働大臣より優秀技能章を

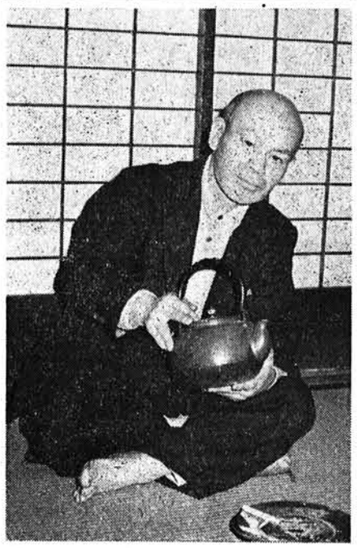

技術尊重月間、技能五輪東京大会記念日の十一月十日泉丁の中山さんが労働大臣より優秀技能章（卓越した技能者の表彰）を受けられました。

「信じられなかつたですネ。また、大臣より一人一人手わたされた時は感激しました。春県知事よりやはり優秀技能章を受け、それに私共夫婦は銀結式でね。東京でやつて来ました。今年は最高の年ですよ」と笑顔で話してくださいました。中山さんは和島村の出身で桐島尋常小学校高等科卒業（十五才）と同時に燕市の「玉川堂」に勤められました。現在五四才約四〇年間ツチ一丁で鎚起銅器を造つてこられ、今は数少ない技術者であります。

だが与板からは馬越の佐藤君、本与板の石黒君、馬場丁の渡辺君の三人の若者が今一生懸命技術習得中だそうです。

与板高校の銅の校章は中山さんの作品です。（高校の前を通る時があつたら気を付けて見てください。）

趣味は「魚つり」雨が降つても風が吹いても、日曜日を楽しみにしているそうです。「つりに行つていると気持が楽になるからね……。」

県無形文化財
玉川堂の鎚起銅器　燕市玉川堂

燕の銅器の発達は元禄年間開鉱した間瀬の産銅にもとづく。所伝では明和年間仙台より雁七という職人が来て伝え、間地の初代玉川覚兵衛が文化年間より興したのに始まるという。その技術の特色は1ケの銅塊を型台の上でツチを以てうち起し細部まで成型する技である。製品の形状、大少により；工程に応じて使用するツチと銅をひっかける型台とを使い分けし、銅の性状によつて焼きなましながら打ち均らし、伸縮させながら下から上に向つて造形する。完形品は更にたがね彫りや象嵌、七宝等を施し、着色仕上をする。

製品は水瓶、水指、茶器、花器、香炉等多種多様で、技術者は多く近代工業に転移した今日、玉川家（玉川堂）の一工場に限られている。

貯蓄で育つ
あなたのしあわせ

与板町貯蓄推進委員会

12月31日
工業統計調査

酒のみ絶対スリップ注意

十二月十一日から冬の交通事故防止運動がはじまります。

スリップ事故と酒よい運転に注意して下さい。

◎運動期間 十二月十一日から一月十日まで

◎運動の目的

冬期における交通事故は積雪凍結による道路条件の変化、年末の繁忙、特に年末年始においては飲酒の機会が多いことなどから、スリップ、過労飲酒等に起因する交通事故が増加する傾向にあります。

これらの交通事故を防止するため、地域、職域に交通安全活動を展開し県民一人一人の自覚と正しい交通ルールを身につけさせることにより交通事故の根絶をはかり県民が明るい年末と楽しい正月を過せるようにすることを目的として全県的に展開されるものです。

◎この運動の重点実施事項

一、冬期の交通事故の防止

①降雪等道路交通環境の点検整備

②スリップ等に起因する事故の防止

(イ)自動車にはタイヤチェーンを装備しよう。

(ロ)スピードの出しすぎや無理な追越しをしない。

(ハ)急発進、急ハンドル、急ブレーキはやめよう。

③冬期特有の歩行者事故の防正

(イ)道路が凍ると車はブレーキをかけても急に止りません。必ず自動車の停止を確めてから横断をしましょう。

(ロ)雪の日に下を向いて歩くことは危険です。交叉点道路の曲り角など安全の確認につとめましょう。

二、年末年始の飲酒運転事故の防止

(イ)酒の出る場所には運転していかない。

(ロ)飲酒した人に運転させない

(ハ)つかれた人に運転させない

交通事故防止対策は地域、職域、住民が一丸となつてあたらなければ効果があがりません。交通事故を絶滅するために皆さんの一層のご協力をお願いいたします。

冬期間の危険物収集について

清掃法が改正され、このたび廃棄物の処理及び清掃に関する法律となり、従来の「ごみ・汚物」等が一般廃棄物と産業廃棄物とに区分され一般廃棄物は住民の日常生活に伴つて生ずる物（従前通り）で産業廃棄物は事業活動に伴つて生じた物で燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める物です。従つて当町の場合は製材屑、金くず、コークスがら、鋳物屑等であります。これ等は事業者が自らの責任に於て処理しなければなりません。この様に益々大量化してくる一般廃棄物の収集（危険物）などの捨場を三島郡清掃センター組合で、和島村日野浦字熊高の山林を購入して各町村が曜日を定め収集処理をすることになりました。しかし新しい捨場も林道のため冬期間は収集車の通りが不可能になりますので、みなさんにめいわくをおかけしますが本年も例年のとおり**危険物の収集を十二月より三月中**は致しませんので各家庭に於いて取りまとめて保管しておいてください。御協力をお願い申し上げます。

◎ごみ危険物搬出についてのお願い

ごみ危険物を搬出される時は、収集業務が迅速に行われるよう、ビニール袋等に入れて出してください。

◎し尿の汲取りについて

積雪によつて、バキュームカーの通れる所が限られてまいりますので早めに汲取りをしていただくように手配してください。尚、汲取りのさいには必ず〝汲取券〟を御使用ください。

農家主婦の健康状態
農夫症調査結果

これは去る七月一日与板町農業自営者学校の参加者六十八名について調査したものです。

農夫症というのは農業者に多い「肩がこる」とか「腰が痛い」というような症状のことで、病気ではありませんが農村に多い成人病の前ぶれ症状と言えます。

農夫症の点数は、表一のような八症状について、いつもある…二点、時々ある…一点、まったくない…〇点としてつけます。その点数を合計し三～六点を農夫症のプラスマイナス（±）とし、七点以上を農夫症プラス（＋）と決めています。結果が（＋）、（±）と出たら成人病の前ぶれの注意信号です。与板の主婦の点数は表二のようで、全国平均から見ても高目に現われています。疲労の蓄積が農夫症につながり、更に成人病となる恐れがありますので、その前に日常の働き方、休養、栄養のとり方に充分注意し、いつも健康にいられるようにしましょう。

〈表1〉

症状	点数
肩がこる	
腰が痛い	
手足がしびれる	
夜何度も便所へ行く	
息切れがする	
眠れない	
めまいがする	
腹がはる	

年代別農夫症平均点数

〈表2〉

年代	人数	平均点	全国平均
20代	6	2.5	
30代	24	3.7	
40代	28	4.0	3.2
50代	10	5.0	3.8

ぼく青になるまでまつよ（交通安全教室）

雨の日に注意

コウモリガサは前の方にかたむけず前の方がよく見えるようにして歩きましょう。

かけ足、飛び出し、無理な横断はぜつたいにやめましょう。

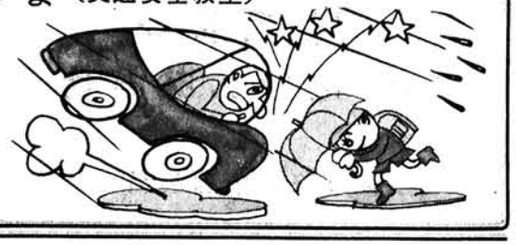

水道の凍結に御用心

今年も又寒波の季節がやつて参りました。

お宅の水道にも防寒を…。

毎年給水管や蛇口の凍結によつて多くの水が無駄になつたり、或いは大事なときに水道が使えないなどの被害が続出しております。

昨年の例をみましても約五〇〇件の凍結事故が発生しており、修理が間に合わず皆さんにごめいわくをかけております。

もう一度我が家の水道の保温状態を点検して不完全なものについては今から修理をしておきましょう。

最近蛇口凍結防止帯（電気ヒータ）などの製品も出ております。くわしくは役場水道課へおたずね下さい。

尚、水道工事は与板町水道事業給水条例によつて与板町指定工事店でなければ工事が出来ないことになつておりますのでご注意下さい。

こんなところには、かならず防寒をしましょう

給水管やじゃ口は、気温がマイナス四℃以下になると、凍つたり、破れつしたりすることがあります。とくに、つぎのようなところにある水道はかならず防寒をしましょう

◎北向きのところ

◎日あたりの強いところ

◎家の外にある水道

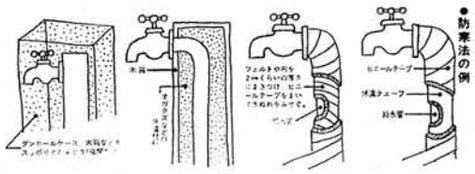

サラリーマンの年末調整

サラリーマンの所得税は、給料やボーナスなどを支払う際に税金を差し引いて納める源泉徴収制度になつています。

この十二月には、一年間（一月～十二月）に源泉徴収された所得税を精算するための年末調整が行われます。

これは、毎月の給料やボーナスから源泉徴収された所得税の年間合計額と、一年間の給料などの総額に対する税額との差額を精算する手続です。

年末調整は、給料などの支払者が行ないますが、その計算が正しく行なわれるためには、サラリーマン一人一人の協力が必要です。「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」や「給与所得者の保険料控除申告書」は勤務先の給料等担当者の説明をよく聞いて、正しく記入し指定された期日までに必ず提出してください。

なお、ことしからは住宅貯蓄控除が年末調整で税額から控除できることになりました。この控除を受けようとする方は、貯蓄先の「住宅貯蓄証明書」と裏面の「住宅貯蓄控除申告書」に必要な事項を記入して勤務先に提出してください。

年末調整の結果、これまでに源泉徴収された税額が、年税額にくらべて納め過ぎになつていた場合は、納め過ぎていた税額は還付されます。また、年税額にくらべて不足していた場合は、不足分税額はことし最後の給料やボーナスから源泉徴収されることになります。ほとんどのサラリーマンの方は、年末調整が行われますと、所得税の精算は終り、確定申告をする必要はありません。しかし、災害にあつた方や多額の医療費を払つた方は、確定申告をしてこれらの控除を受け、納め過ぎた税金の還付を受けることができます。

与板の歴史をたずねて（十一）

十二、幕府の終末と与板

幕府を倒そうとする運動は長州の討幕派の志士を中心に、次第に激しくなつてゆきました。幕府は元治元年（一八六四）長州征伐を行いましたが、長州はイギリスの援助をうけ軍事力を強め、さらに慶応二年（一八六六）薩摩と同盟を結んで、倒幕運動を一層強化しました。こうした情勢によつて、翌年十五代将軍徳川慶喜は、政権を朝廷にかえす大政奉還を行なつたのです。しかし旧幕府勢力を一掃するためには武力による解決が必要であるとして、慶応四年（一八六八）戊辰戦争が起つたのです。

幕末の与板藩の苦心

幕府が長州征伐を行つた元治元年、与板藩は幕府より長州征伐に加わるよう命ぜられました。それで藩士のほか人夫四百人をそろえるには軍用金が必要で、大橋小左衛門の一万両をはじめ富豪に合計三万両を、しかも無利足五十年賦返済で申し渡しました。また翌慶応元年には、与板藩主が大坂の警固を命ぜられ、またしても御用金を調達せねばならず「軍用金であるから領内の者は、何かと都合して納めるように」との厳しい達しをしました。こうした藩の苦心もさることながら、一般庶民はたびかさなる人夫かり出しや、凶作と米価の値上りなどで、苦しみはひどかつたのです。

戊辰戦争と与板

慶応三年、政権が幕府より朝廷にかえつたものゝ、慶応四年の鳥羽伏見の戦いに続き、約一年余にわたる戊辰戦争が起つたのです。

越後における戊辰戦争は長岡が中心でしたが、与板も戊辰の嵐の中にまきこまれたのです。与板藩の家老松下源左衛門やこれを補佐する久住秋策らは、政権が朝廷にかえつた現在、大勢にしたがうほか藩のとるべき道はないと考えました。しかし情勢は複雑であつて、与板藩は幕府方の武士より、軍資金の調達や幕府方にしたがうよう強要されたり、薩長方からは藩の態度を誤解されるなど、苦しい立場にありました。そして慶応四年五月、与板は大洪水で右往左往している間に戦局は次第に進み、薩長方の長岡攻撃が始まり、ついに長岡城は落城しました。この激戦で、与板は幕府方の会津軍の攻撃をうけ、弾丸が町内に飛び町の一部は火災となり、与板城も落城するという惨状でした。七月に入ると再び長岡城の奪回が行われ、与板は激戦地となりました。しかも薩長方への食糧などの提供は莫大なもので、戦火と物資の不足で混乱状態となつたのです。

〈戊辰戦争・慶応四年与板の記録の一部〉

五月二十七日九ツ時（正午）頃より岩方に於て、与板藩と会津勢（幕府方）との戦争が始まり、同日七ツ時（午後四時）頃より追々引揚げたので、同夜本与板に陣立てする。翌二十八日同村で再び戦争となり、与板藩は敗北したところ薩摩・長州・飯山・富山・松代・須坂六藩の援軍があつたが、又々敗戦となり、本与板数十軒焼失、兜巾堂まで会津勢が押し寄せ大隠戦となる。同二十八日四ツ時（午前十時）頃より荒巻村に出張し与板藩敗軍となり、同村四十四軒放火された。

同日七ツ半時（午後五時）御館（与板城）は炎上し馬屋詰部屋も焼失し、与板は放火され、同日新町二十六七軒焼失する。

小坂 寛